

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

2015年3月末解雇撤回

4月18日地位確認裁判・証人尋問に結集を！



「私の仕事は補助じゃない」、それが一番言いたいことです。恒常的な基幹業務を私たち非常勤職員はおこなっています。だから、「期間満了」を理由に職を奪うことは許されず、認められません。職場に戻るよう、どうぞご支援のほどお願いします。(阪大分会・石橋 美香)

なぜ、石橋組合員ら長期非常勤職員が職を奪われたの？

大学が長期非常勤職員を雇止め解雇してから、間もなく1年が経ちます。しかし、大学は「制度だ」の一点張りで、私たちと交渉しようとさえしないままです。

私たちの仕事は、補助じゃない！

非常勤職員—事務補佐員と聞くと、私たちの業務があたかも常には必要のない(臨時的・一時的な)業務で、正規職員の補助的業務をおこなっているかのように聞こえます。しかし、本当にそうでしょうか？

石橋組合員は、法人化の1年前から人間科学研究科図書室で、12年にも渡って働き続けてきました。「12年(あるいはもっと長く)」働き続けてきたということは、その業務が12年間常に必要な恒常的業務だということです。今は、3年・5年と上限をつけられて雇用されることが当たり前になりつつありますが、人を変えて同じ業務が続いているのが実態です。そもそも有期雇用にする必要などないのです。

そして、私たちの業務は補助的でもありません。非常勤職員ばかりの職場もあります。正規職員との違いのために、非常勤職員は、あたかも軽易な、補助的な業務をしているかのように大学は言うのですが、どの業務も補助ではありえず、基幹業務なのです。このように恒常的な基幹業務に長く就いていたベテランの長期非常勤職員を辞めさせることは許せません。

理由のない解雇を許さない！

2015年4月1日から就労闘争を重ねてきました。しかし、大学は建物内にさえ入れないまま(雨が降ろうが、風が吹こうが、暑かろうが、寒かろうが)、「制度だ」、「(解雇ではなく)期間満了退職だ」「きちんと説明した」と繰り返すばかりです。ほぼ、この3フレーズ以外を聞いたことがありません。

人から職を奪う、つまり生活の手段を奪われるということは、労働者にとって重大な出来事です。特に、低賃金で貯蓄も少ない非常勤職員にとっては生命にもかかわることなのです。大学は、長期非常勤職員を雇止め(解雇)しなければならない理由を説明すべきなのです。しかし、大学はそれを説明してはこなかったのです。「説明」もないまま長期非常勤職員から職を奪ったことに強い憤りを感じています。

恒常的な、基幹業務にたずさわる労働者を「期間」を区切って雇用すること(有期雇用)それ自体が問題であると私たちは考えています。石橋組合員の闘いは、そんな当たり前にもなりつつある「有期雇用」そのものを変えていこうという闘いでもあります。

職場に戻るまで闘い続けるぞ！！



「定年まで働ける」は労使慣行だ！

クビになんかできないぞ！



2015年3月末雇止め解雇が不当であると、石橋組合員は大学と闘い続けています。その闘いに対して、学内外から多くの支援が寄せられています。北泊謙太郎さん(文学部助教)もその1人です。北泊さんの話で、「定年まで働ける」は大学全体の認識であったことが、改めて明らかになりました。

阪大教職組の調査でも、「定年まで働ける」と言われた長期非常勤職員が多くいました。また、大学は長期非常勤職員について、定年の時期を「最長雇用期限」とする「雇用契約更新確認票」を作成し、管理していました。つまり、これは大学が長期非常勤職員を定年まで雇用することが前提であったことを示しています。石橋組合員も06年12月の意向確認の際に、奥村庶務係長から「定年まで働ける」と言われました。それは、現場の管理職もそのように認識していたことを示しています。そもそも04年3月24日団交で、大学は「定年まで働ける可能性がある」と回答していました。また、阪大分会の14年8月アンケート調査でも「定年まで働ける」という回答が多く寄せられました。

大学は04年法人化に際して、長期非常勤職員には就業規則の雇用上限を『「当分の間」適用しない』と申合せました。ところが、大学は09年「お知らせ」で『「当分の間」を撤廃する』と一方的に決め、強行実施しました。

しかし、上記で明らかかなように「定年まで働ける」は大学全体の認識でした。その認識がある中で、長期非常勤職員は契約更新を繰り返し、働き続けてきました。このようにして労使慣行が成立していたのです。この労使慣行を無視して、大学が「お知らせ」ひとつで長期非常勤職員を雇止め解雇をすることはできません。

加藤分会長は、法人化前後あわせて約27年間、60歳定年まで働き続けてきました。だから、石橋組合員も定年まで働くことができるはずです。定年まで働くことができると期待していた多くの長期非常勤職員の思いを裏切る大学の対応を、私たちは許せません。

石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇を撤回させ、石橋組合員が原職復帰を勝ち取るまで闘います。みなさんの支援をよろしくお願いします。

☆結集をお願いします

第8回地位確認裁判

4月18日(月) 大阪地裁809
午前10時～

原告側 北泊さん
(主尋問20分、反対尋問20分)

原告側 加藤分会長
(主尋問30分、反対尋問30分)

午後1時15分～

被告側 北風人事課任用係長
(主尋問40分、反対尋問40分)

原告 石橋組合員
(主尋問40分、反対尋問40分)

第8回中労委棄却命令取消裁判

5月9日(月) 東京地裁527
午後1時30分～

*どちらも裁判終了後、報告集会あり

石橋組合員は職場に戻るぞ！